

---

構成主義者にとって、  
Shmagency問題はどれほど致命的か？

岡本慎平(広島大学文学研究科)

sokmt@hiroshima-u.ac.jp  
shimokamoto@gmail.com

---

## 0.はじめに

### メタ倫理学における構成主義(Constitutivism)

- 主要な論者: Rawls, Korsgaard, Velleman, Street
- 構成主義の基本路線(例えばKorsgaard):
  - 行為は自己構成(self-constitution)である。
  - 規範性は、我々の行為を構成するものに由来する。そして、我々の行為を構成するのは「行為者であるなら従うべき規範」である。
  - そのため、例えば「正しい行為の基準(Standard of right action)」は、「行為者であるなら従わなければならない規範」の順守に他ならない。
  - したがって、行為の正しさを理解するには、まず「行為とは何か」「行為者であるとはどのようなことか」を理解しなければならない。

## 0.はじめに

### 例1：よい自動車

- ある自動車がよい自動車であるかどうかは、「自動車とはどのような機能を果たすものなのか」という自動車の構成的機能(constitutive function)に左右される。
- 自動車の構成的機能をうまく果たすものが「よい自動車」である。
- 自動車とはどういうものなのかを知らなければ、よい自動車かどうかは判定できない。

### 例2：よい大工

- ある大工が建築した小屋がよい小屋であるかどうかは、「小屋とはどのような機能を果たすものなのか」という、小屋の構成的機能に左右される。
- 小屋の構成的機能をうまく果たすものを建築できる大工は一流の大工であり、小屋の構成的機能をうまく果たさないものを建築してしまう大工は三流である。
- つまり、職人の良し悪しは、作られたものが構成的機能を果たす仕方によって決まる。

## 0.はじめに

- 以上の二例におけるものと同じことが、「行為」一般についても言える。
- KorsgaardとVellemanは、互いに多くの点で異なっているものの、以下のよ  
うな前提を抱えているという点ではどちらも「構成主義的」である。

### 規範性の行為構成主義的説明

- 我々は皆、行為者である。
- 「行為」は、「行為を構成する基準を満たすふるまい」という形で理解される。
- ある身体動作が善い(or正しいor優れた)行為であるのは、その動作が「行為の構成的基準」をうまく満たす場合である。
- 望ましい行為をおこなうためには、行為を構成する基準をうまく満たそうとふるまわねばならない。
- したがって、行為を構成する基準を解明すれば、道徳や合理性などの規範的問題は解決する。

## 0.はじめに

- もちろん、「何が行為を構成しているのか」という基準の中身は論者によって大きく異なる。(反省的裏付け (Korsgaard)、自己知の欲求 (Velleman) 等)
- しかし、「『我々の道徳や合理性についての規範』を『行為者としての規範』の特殊例として理解し、道徳や合理性を『行為者性』に基礎づけようとする」という戦略は、あらゆる構成主義者の共通基盤。
- これにより、「なぜ正しい行為をしなければならないのか？」という懐疑論者に対して「だってあなたは行為者だから」と反論できる。(実践理性への懐疑論に対する反駁)
- 「もし規範性の源泉が欲求などの主観的なものであれば、それは普遍妥当性を持ちえない！」という外在主義者に対して、「あらゆる行為者が共通に持っているものであるため、ある種の客観性を持つ」と反論できる。(理由の外在主義に対する反駁)

## 0.はじめに

- しかし、Enochはこの「構成主義の基盤」を攻撃することにより、「彼らは規範性をまったく説明できていない」と批判した。
- この批判は「Shmagency Objection (行為者モドキ反論)」と呼ばれる。
- Enochの批判に対して構成主義者からも応戦があり、イーノックもそれに反論し、結果としてそれなりに大きな論争を巻き起こした。
- 本発表では、Enochの議論を紹介し、何が問題になっていたのかを明らかにして、本当に構成主義者はそれに付き合う必要があるのかどうかを考える。

## 0.はじめに

- 発表の構成

節題	内容
1. 「行為者モドキ反論」	Enochの構成主義批判(Enoch 2006)。一言でいえば、「行為者であろうとする理由」は「行為者性」から出てこない。
2. 「行為者性からは逃げられない」	VellemanらはEnochに反論。一言でいえば、「行為者性を否定することは誰にもできない」。
3. 「行為者モドキであるとはどのようなことか」	Enochは「行為者性の不可避性」は反論になっていないと反論。でも本当にそう？
4. 「規範性と行為の理由」	Robust Realismは不要。我々は行為者である理由がなくてもやってきたし、これからもやっていく。

# 1.「行為者モドキ反論」

David Enoch (2006) “Agency, Shmagency: Why Normativity Won’t Come from What Is Constitutive of Action.” *The Philosophical Review*, Vol. 115, No. 2, pp. 169–198.

- この論文で展開されたのは、構成主義者の個々の立場や議論の検討ではなく、構成主義者である以上受け入れなければならない立場に対する反論。
- つまり「何が行為(行為者性)を構成しているのか」という問題をひとまず棚上げし、そのうえで、そもそも「規範性は行為者性に依拠して説明されうる」という前提そのものを批判。
- 槍玉に挙げられたのはKorsgaard、Velleman、Rosatiの三者。
  - ただし、後にRosatiは「すごい人たちの仲間扱いされたのは誇らしいけど、自分はべつに構成主義をやりたかったわけではない」と愚痴る。Enochも誤読を認めて批判を取り下げた。



# 1.「行為者モドキ反論」

- 批判の起点はVellemanが提出した「チェス・アナロジー」。

## チェス・アナロジー(Velleman 2000)

- チェスをプレイするためには、チェスの構成的規則(駒の動かし方、チェックメイトの条件など)に従わなければならない。
- もしチェスの構成的規則を無視する者がいれば、その人物はそもそもチェスをプレイしていないことになる。
- 同じように、行為者であるためには、行為の構成的規則に従わなければならない。
- もし、行為の構成的規則を無視する者がいれば、その人物はそもそも行為をおこなっていないことになる。
- 我々は皆、行為者であり、行為者でなければならない。
- そのため、行為の構成的規則はあらゆる人にとって規範的拘束力を持つ。
- したがって、行為者性を構成する規範が、あらゆる実践理性の規範性の源泉である。

# 1.「行為者モドキ反論」

Enochは、このチェス・アナロジーはうまくいっていないと主張。

- チェスの場合、あるプレイヤーがチェスの構成的規則に従わなければならないのは、そのプレイヤーが「自分がやっていることはチェスだ」と自認している場合のみ。
- 理屈の上では、チェスの構成的規則をまったく無視して駒を動かしている人に対して「お前がやっていることはチェスではない」と批判しても、「私はべつにチェスをやっているつもりはない」と言われるだけ。批判の規範的拘束力は消滅する。
- チェスをやっていない人に「チェスをやるならこうなさい」と言っても、そもそもチェスをやっていないのだから無意味。

# 1.「行為者モドキ反論」

- つまり、チェスの場合とまったく同じように、「行為の構成的基準」についても次のような開き直りが可能。

## Enoch 2006:

「私の身体的動作と私自身が、あなたがいうようなものだとしよう。おそらく、私は自分自身を構成しようという目標をもたなければ行為者に分類されることはありえない。だが、なぜ私は行為者であるべきなのだ？ おそらく、私は自己構成という目標を持たなければ行為ができない。だが、なぜ私は行為すべきなのだ？ あなたの推理がうまくいっていても、このことは、私は行為者性や行為を気にしていないということが示されるだけだ。私は「行為者モドキ (shmagency)」であり、自己構成という目標を欠いており、行為者とは似て非なるものだといっても何の差し支えもないのだが。」

# 1.「行為者モドキ反論」

- もし規範性がこのようにしか理解できないのであれば、結局それは規範性ではなく、「単なるありふれた欲求の一つ」にすぎない。
- 懐疑論者の反論にも、外在主義者の反論にも、まったく答えられなくなる。
  - 例えば「なぜ定言命法に従わなければならないのか？」という問いに「そうしなければ行為者としての要件を失ってしまうから」と答えても、「じゃあ行為者じゃなくていいです」と言われたらおしまい。
  - 「なぜ欲求のような主観的なものが規範性の源泉になりうるのか？」という問いに「その欲求は行為者である限り持っていないなければならない欲求だからだ」と答えても、「じゃあ行為者性を拒否する人には規範的提言が届きませんね」と言われておしまい。

# 1.「行為者モドキ反論」

## 事例 2' : 小屋モドキ

小屋の構成的機能は、風雨の回避にある。しかし、ある大工が作った小屋は、この機能をまったく果たすことができない代物だった。ところが、その大工に「お前が建てた小屋はまったく小屋の役割を果たせていない！」と批判すると、「いや、私が作ったのは、小屋によく似ているけれどその役割を果たすことを目的としていない、いわば「小屋モドキ」なのです」と反論される。作ったのが小屋でない以上、「小屋の出来が悪い」と批判できない。

## 事例 3 : 行為者モドキ

望ましくない行為をおこなっている人に、「お前は行為者としてあるまじきことをしている！」と批判しても、「私は行為をしているつもりはないし、行為者であるつもりもない。いわば行為者モドキが行為モドキをしているのだ」と言われたら、それ以上言うことがなくなる。

# 1.「行為者モドキ反論」

Vellemanのチェス・アナロジーに話を戻す。

- チェスをうまくプレイするとは、対戦相手をチェックメイトするという目的にうまくかなう駒の動かし方をするることである。
  - チェスをプレイする以上、プレイヤーはこの目的を追求しなければならない(構成的要件)。
- しかし、この主張が受け入れられるには、まずプレイヤーに「チェスをプレイする理由」がなければならない。
  - この「チェスをプレイする理由」は、チェスの構成的要件からは出てこない。
- 同じことはチェスではなく「行為」一般についても言える。

## 2.「行為者性からは逃げられない」

- もちろん、Enochの批判に対しては次のような応答は可能。
- 「チェスの場合とは異なり、我々は行為者を辞めることはできない。行為者でなくてもかまわないと言い張ったところで、その人が行為していることに変わりない。つまり、行為者モドキなどというものは存在せず、そう自称している者も結局は行為者なのである」
- 「でもあなたは行為の構成的目標に配慮しているではないか！結局あなたは行為者なのだ。こんな疑問を聞いているというだけで、それは証明されている。そしてこれは自己理解について配慮する行為者であるための必要条件だ。だから、あなたは既に行為の構成的目標に配慮しているのだ！」

## 2.「行為者性からは逃げられない」

- しかし、Enochはこのような反論 (行為者性の不可避性に基づく反論)を反論として認めない。
- というのも、「行為者モドキ」が実在しうるかどうかは、論点とは関係ない事柄だから。たとえ「行為者モドキ」が実在しえないものだとしても、依然として批判の中身には何の問題も生じない。
- 百歩譲って「行為者モドキの問いを立てる人は結局行為者である」という主張を認めても、それが反論にならないことは次の事例から明白。



## 2.「行為者性からは逃げられない」

### 事例 4 : 論文懐疑論者(Enoch 2011)

- 分析哲学者が読んだり書いたりする論文は知的に腐敗している、と考える論文懐疑論者がいるとしよう。この人の考えでは、哲学は書籍(モノグラフ)を書くことによるのみ発展するものであり、論文ばかり書く哲学者は、小手先のスキルを深い哲学的洞察と取り違えているに過ぎない。
- ただし、この論文懐疑論者は良心的なプロなので、以上の考えを分析し論証し、「哲学者は論文を書くべきではない」という趣旨の論文を執筆して、ジャーナルに投稿した。
- さて、我々は論文執筆哲学者であり、論文懐疑論者の主張に反駁したいと望んでいる。
- このとき、「こいつは論文を書くべきではないと言いながら論文を書いているのだから自己論駁的だ」というだけでは、明らかに十分な反論になっていない。

## 2.「行為者性からは逃げられない」

- 論争相手が自己論駁に陥っているかどうか、そしてそのような相手がそもそも存在するかどうかは、論証の内容とは無関係である。
- たとえ実際には論文懐疑論者なんて存在しなかったとしても、「論文執筆に真剣に取り組むべきではない」という議論が正当な根拠と推論に基づいているのであれば、論文執筆哲学者はそれを無視するべきではない。
- 同じことは「行為者モドキ」にも言える。たとえ「行為者モドキ」が存在しえないものであっても、その問いが正当なものであれば、構成主義者はそれに向き合わなければならない。

## 2.「行為者性からは逃げられない」

- 問題は、「行為者モドキから発せられた問い」が本当に答える必要のある正当な疑義になっているかどうか。
- Vellemanらはこの点を疑問視
- 「行為者性の不可避性」に基づく反論は二つに分けられる。
  1. 自然的不可避性:行為者モドキは「存在しえない」
  2. 対話的不可避性:行為者モドキからの問いは「問いになってない」
- 1に関してはEnochの言い分がもっともなのだけど、2に関してはEnochの反論は筋が悪いように思われる。

### 3.「行為者モドキであるとはどのようなことか」

- Enochに対するVellemanとFerreroの反論

#### Velleman 2009

「なぜ私は意味を成すことを目標に持つべきなのか」と問うことは、あなたがすでにその目標を抱いていることを明らかにする。もし意味をなすことを探し求めないのであれば、あなたは実践的推理という仕事をしていないのであって、そうであればあなたは行為や目標の理由を要求することも出来ない。

#### Ferrero 2009

行為者性の不可避性が示すのは、行為者の外部には行為者モドキが占めうるような、そしてそこから課題を発しうるような地点は存在しないということである。

### 3.「行為者モドキであるとはどのようなことか」

- チェスモドキプレイヤーや論文懐疑主義者であれば、チェスの規範や論文執筆の規範への懐疑は正当な疑義の発露。
- チェスの規範に従わなくても、論文執筆の規範に異論を唱えても、「なんでそうしなきゃいけないんですか」という問いを立てることは可能だから。
- しかし、「行為者性」の場合はそうはいかない。
  - 行為の規範に従わないということは、そもそも「理由に基づいて問いを立てる」ということをしていないということ(疑義も行為の一種)。
  - だとすれば、そのような「問いモドキ」に対しては、答えを返さなくても特に問題ないのではないか。

### 3.「行為者モドキであるとはどのようなことか」

Vellemanの反論をもう少し敷衍する。

- 規範への疑いの立て方には、「内在的疑義」と「外在的疑義」がある。
  1. 内在的疑義:すでに自分がコミットしている規範に対する疑い
  2. 外在的疑義:自分がコミットしていない規範に対する疑い
- もし「なぜ行為の規範に従わなければならないのか」という問いが内在的疑義なのであれば、「その問いを立てる際にもその規範に従っているではないか」と応答することができる。
- もしその問いが外在的疑義なのであれば、「そのような立ち位置から発せられた疑義はそもそも問いになっていないので答える必要はない」と応答できる。

### 3.「行為者モドキであるとはどのようなことか」

#### Enochの主張

- 規範性を行為を構成するものに基礎づけようとする、「自分は行為者であろうとしていない」と言い張る者への反論を失う。
- たとえ行為の理由のほとんどが行為者性から説明できたとしても、「行為者であるべき理由(Why be an agent?)」は、説明できない。

#### Vellemanらの反論

- 「我々は現に行為者である」ということから「行為者であるべきだ」という規範が出てこないのは認める。
- ただし、「行為者であるべき理由」への疑義はナンセンス。

## 4.「規範性と行為の理由」

- 結局、Enochは何が言いたかったのか？
- Enochの構成主義批判は、Robust Normative Realismの擁護というもっと大きなプロジェクトの一部として理解可能。
- Enochの考えでは、「規範的事実」なるものは、ガチで(robust)実在するものであり、欲求やアイデンティティなどに還元して説明することはできない。
- ただし、直接的に「規範的事実があります！」とは言えないので、いくつか間接的な方法で実在論を擁護しようとする。
- その一例が不可欠性論証(「我々の実践的熟慮は、規範的事実を抜きに説明することができない」)や規範性論証(「実在論以外では規範性の内実を把握しきれない」)



## 4.「規範性と行為の理由」

- 世界をもっともうまく説明するために**電子の存在**が必要であるのと同じように、「我々が何をしてどう生きるのが最善なのかを決めようとするをもっともうまく説明するためには、規範的事実が必要だ」と言える。
- …とEnochは、Shmagency論文でも、他の論文でも、このような主張を繰り返している。
- だが、そんなものは本当に必要だろうか？
- Enoch自身も認めているが、構成主義のプロジェクトがうまくいけば、「行為者であるべき理由」以外の、もっと個別化された規範的理由はおおむねすべて行為を構成するものから導出される。
  - 我々の熟慮において、それ以上のものが必要だとは思えない。

## 4.「規範性と行為の理由」

- 少なくとも、「実践的熟慮における規範的事実の不可欠性」というEnochのスケッチから届く範囲の規範性は、おそらく構成主義者が目指す地点とそんなに変わらない。
- 我々には「行為の理由」は必要かもしれないが、「行為者である理由」は必要ない。
- 「行為者である理由」がなかったところで、我々の実践的熟慮は、依然として「行為の理由」を用いておこなわれる。
  - たとえその理由が行為者性に由来するものであれ、Enochの言うようなものであれ、機能の点では同じであろう。

## まとめ

- Enochは「行為者性による規範性の説明」には限界があり、「行為者であるべき理由」は行為者性から出てこないと主張した。
- Vellemanらは「行為者性は不可避である」という論点から応戦した。そのうち一部は失敗しているが、一部は成功しているように思われる。
- 成功している方、つまり「shmagentの問いが内在的疑義ならすでに規範にコミットしているし、外在的疑義ならナンセンスだ」という反論を受け止めるなら、そもそも「行為者であるべき理由」は不必要だということが導かれる。
- Enochは「そんな規範性で大丈夫か」と問うかもしれないが、「大丈夫だ、問題ない」と言ってよい。「最善説明」はそれで充分達成される。

## 参考文献

- David Enoch 2006 “Agency, Shmagency: Why Normativity Won’t Come from What Is Constitutive of Action.” *The Philosophical Review*, Vol. 115, No. 2, pp. 169–198
- David Enoch 2011 “Shmagency revisited” In Michael Brady (ed.), *New Waves in Metaethics*. Palgrave–Macmillan.
- Luca Ferrero 2009 “Constitutivism and the Inescapability of Agency” in *Oxford Studies in Metaethics* Vol. 4.
- Christine M. Korsgaard 1996 *The Source of Normativity*, Cambridge University Press.
- Christine M. Korsgaard 2008 *Self-Constitution: Agency, Identity, and Integrity*, Oxford University Press.
- David Velleman 2000 *The Possibility of Practical Reason*, Oxford University Press.
- David Velleman 2009 *How We Get Along*, Cambridge University Press.